

◆ 国の重点支援地方交付金活用事業

筑後市トラック運送事業者 支援金事業



燃油上昇や物価高騰の影響を受ける運送事業者に対し支援金を交付します。

交付対象

市内に本社、支社、営業所等を有する運送事業者

申請期間

令和8年10月1日～令和9年1月15日迄

1/15
迄 消印有効

交付金額

使用の本拠位置が市内のトラック等(緑・黒ナンバーのみ)

車両1台につき2万円 1事業者最大100万円

※被けん引車、特殊車両、二輪などを除きます

申請方法

郵送申請 又は 窓口申請

くわしくはこちら ↓

交付要件等については、HPで確認してください。

申請用紙は、HPでダウンロードできます。



申請される事業者は、必要な書類を揃え、下記へ提出してください。

筑後市 建設経済部 商工観光課

〒833-8601 筑後市大字山ノ井898 筑後市役所内

問合せ先

0942-65-7073

[https://www.city.chikugo.lg.jp/shigoto/_6128/_31002.ht](https://www.city.chikugo.lg.jp/shigoto/_6128/_31002.html)

ml

※窓口受付は平日の9:00～16:30になります。

申請に必要な書類(必須)

※申請前に下記提出書類がそろっているか必ず確認してください。

書類名		①一般貨物 運送事業	②軽貨物 運送事業	備考
1	申請書兼請求書(様式1号)	○	○	チェック表 (裏面)も
2	交付対象車両一覧(様式第2号)	○	○	
3	自動車検査証記録事項の写し	○	○	全台数分
4	振込先口座がわかる書類(通帳の写し等)	○	○	
5	国土交通大臣の許可書、更新許可書、国土交通大臣への許可申請書のいずれかの写し	○		
6	直近の貨物自動車運送事業実績報告書の写し	○		新規事業者を 除く
7	貨物軽自動車運送事業経営届出書又は貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書の写し		○	
8	直近の確定申告書の写し		○	新規事業者を 除く

※申請書など指定様式は、市ホームページからダウンロードすることができます。
また、市役所の商工観光課、筑後商工会議所でも入手できます。

筑後市トラック運送事業者支援金についてQ&A

Q1	個人事業主で、住民票上の住所は市外ですが、事業所は市内にある場合は対象になりますか？
A1	個人事業主において、住民票上の住所に関わらず、市内で事業所を運営している場合は対象となります。
Q2	個人事業主で、住民票上の住所は市内ですが、事業所は市外にある場合は対象になりますか？
A2	本支援金は、対象の要件を「筑後市内に本社、支社、営業所等を有する運送事業者」としていることから対象となりません。
Q3	なぜ緑色のナンバーと黒色のナンバーが対象になるのですか？
A3	事業用の車両(二輪を除く)を対象としており、緑色もしくは、黒色のナンバープレートの装着が義務付けられているからです。
Q4	申請から入金までの期間は？
A4	申請順にできる限り早急に事務処理を行います。申請内容に誤りがない場合、3週間以内に入金できるようにいたします。